

気象警報に伴う措置の変更について

令和8年5月29日に気象の警報などが大きく変わったことに伴い、本校における「気象警報に伴う措置」が変更になりました。

生徒手帳 p.15 の d)気象警報に伴う措置 の部分が以下のように変更になります。

- ① 午前6時現在、神戸市、芦屋市のいずれかの地域、または居住地域及び通学経路に「河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮」のいずれかが警戒レベル3以上、「暴風・大雪・暴風雪・津波」のいずれかの警報・特別警報が発表されている場合、生徒は自宅待機（自宅学習）とする。
- ② 上記の警戒レベル3以上、警報・特別警報が午前10時までに解除された場合は、午後1時15分にSHR、第5校時より授業を行う。
- ③ 定期考査中、午前7時までに警戒レベル3以上、警報・特別警報が解除された場合は、午前9時40分にSHRを行い、午前9時55分より第1校時の考査を実施する。神戸市・芦屋市以外に居住している生徒については別途指示する。午前7時の時点で警報・特別警報が発表されている場合は、その日の試験は考査最終日の翌日（または学校の指定する日）に実施する。
- ④ その他、特別な場合は校長の指示によるものとする。